

Press Release

平成 23 年 4 月 18 日

社団法人 日本ビルディング協会連合会

日本ビルディング協会連合会

「電力需給緊急対策への対応」を決定

～東京・神奈川・千葉・埼玉協会の会員企業に節電のための緊急行動計画策定を要請～

日本ビルディング協会連合会（会長：高木丈太郎 三菱地所（株）相談役、以下「連合会」）は本日、東日本大震災に伴う電力供給不足により国民生活や企業活動に与える影響が懸念される中、電力需要が大幅に増大し、電力不足がより深刻化する夏場を見据え、連合会としての基本的な方針と考え方、ビル業界としての課題や対応などを盛り込んだ「電力需給緊急対策への対応」（以下、「緊急対策への対応」）を決定した。会員企業の自主的な取組みを促すため、具体的な対策メニューを例示している。

また、東京電力管内の東京ビルディング協会、神奈川ビルディング協会、千葉ビルディング協会及び埼玉ビルディング協会の会員企業（532社）に対し、「緊急対策への対応」を参考に、今夏の使用最大電力（ピーク電力）の25%（小口契約にあっては20%）以上削減を目指し、「節電のための緊急行動計画」を5月中旬までに作成するよう要請している。

先般の東日本大震災に伴う電力不足は、冷房等の電力需要が大幅に増大する6月下旬から9月中旬にかけて電力需給が逼迫し、計画停電のみならず、大規模停電という不測の事態を招きかねない危機的な状況にある。経済界では総力を結集して大幅な節電に取り組むことが喫緊の課題となっており、日本経団連は関係団体・企業に対して自主行動計画の策定を求めている。（産業・業務・運輸部門の操業・営業時間の短縮・分散化、土日も含めた操業・営業曜日の分散化ほか）

一方、政府は電力需給緊急対策本部を立ち上げ、産業・業務部門について、「使用最大電力のカット」に向けた「空調・照明・OA機器等の節電」や「夏季休業時間の設定・延長・分散化」などを検討しており、その中で、大口需要家に対する「電気事業法に基づく最大使用電力制限の発動」も浮上してきている。

こうした動きを踏まえ、当連合会として、ビル業界の対応方針などをまとめ、関係する東京電力管内の会員企業に節電のための緊急行動計画の策定を促すこととした。

なお、東北電力管内の会員企業に対しても、追って、要請する方針である。

「電力需給緊急対策への対応」のポイント

○ 緊急行動計画の策定

東京電力管内の各協会所属会員企業に今夏をにらんだ自主的な「緊急行動計画」の策定を要請。

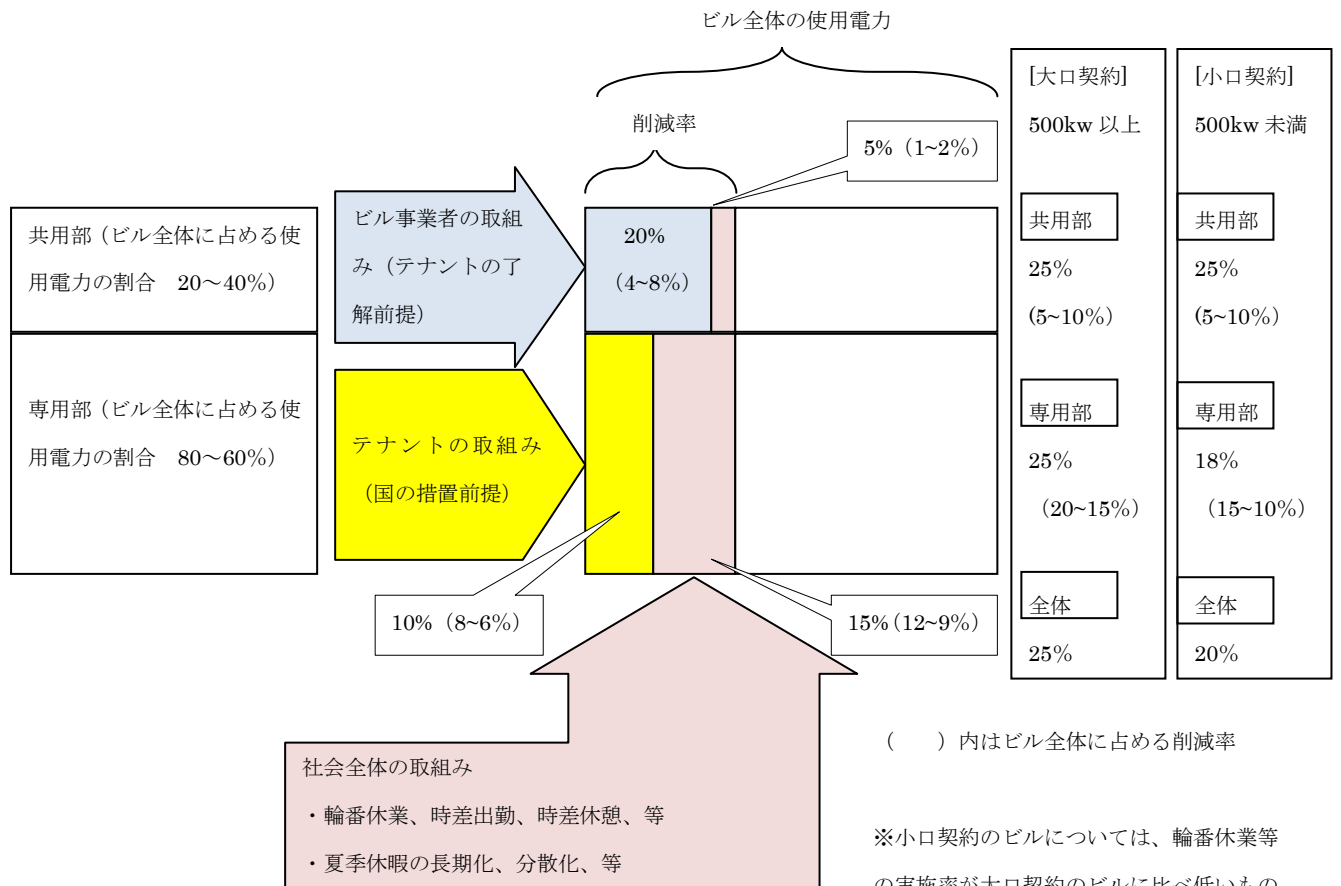
「緊急行動計画」では、今夏における使用最大電力（ピーク電力）を大口契約（契約電力の500kW以上）のビルにあっては25%以上、小口契約（契約電力500kW未満）のビルにあっては20%以上の削減を目指す。

○緊急行動計画による数値目標のイメージ

緊急行動計画における数値目標のイメージは、下図のとおりである。
 (電気事業法第 27 条に基づく使用最大電力の制限が行われる場合のビル事業者とテナント企業との責任分担を考慮)

具体的な目標設定は、ビル毎に対策メニューの実施可能性やテナント企業の社会的取組みの実施見通しを勘案しつつ設定する。

[図]



※ビル全体に占める使用電力の共用部・専用部ごとの内訳は、ビルの規模、設備の構成、テナントの業種・活動量により異なる。

○緊急行動計画における対策メニューの例

① 照明の節電対策

- (ア) H f (高周波点灯形照明器具) や LED への転換
- (イ) 共用部のみならず専用部を含めた照明の間引き
- (ウ) 装飾用照明の消灯

② 照明以外の節電対策

- (ア) 空調設定温度の緩和や共用部空調の一部停止
- (イ) エレベーター・エスカレーターの運転台数制限の徹底
- (ウ) ジェットタオル、電気湯沸かし器、暖房便座の停止
- (エ) 空調・換気運転の削減、駐車場循環ファンの停止
- (オ) 共用部自動販売機の原則停止
- (カ) 窓への遮光フィルムの貼付

③ テナントへの節電対策の要請

- (ア) 個別空調の適切な温度設定や一部停止
- (イ) クールビズの更なる軽装化
- (ウ) ブラインド・カーテンの活用
- (エ) こまめな消灯や待機電力の削減、節水
- (オ) OA 機器の省エネ対応の徹底

○ 国等への要望事項

① 電気事業法に基づく使用最大電力の制限についての責任分担の明確化

電気事業法第 27 条に基づく使用最大電力の制限を発動する場合にあつては、原因者責任の原則に則り、ビル事業者とテナント企業との責任分担を明確にするよう、国に要望。

② 輪番休日の設定等の明確な指針の提示

製造業の管理部門を含む業務部門のテナント企業における事業者（企業）単位の輪番休日の設定や営業時間の短縮・シフト等について、明確な「指針」を提示するよう政府および日本経団連等に要請。

③ 緊急節電対策に必要な経費に対する補助金等の国による支援策導入

（例）照明の H f 化または LED 化、タスクライトの購入、人感センサーの増設など

④ 規制等の緩和や基準の見直し

（例）空調設定温度、室内 CO2 濃度、室内照明等

⑤ 電力の安定供給体制に関する中長期的計画の明確化

危機管理の観点から、長年着手されなかった電力会社間の周波数問題の抜本的解決を含め、わが国全体としての電力の安定供給体制に関する中長期的計画を早急に示すよう国に要望。

参 考

●東京・神奈川・千葉・埼玉の各ビルディング協会の現状（2010. 4月1日時点）

・東京→	317社、	917棟・延床面積	1496万㎡
・神奈川→	89社、	118棟・延床面積	119万㎡
・千葉→	68社、	83棟・延床面積	186万㎡
・埼玉→	58社、	71棟・延床面積	21万㎡
(合計)	532社、	1189棟・延床面積	1822万㎡

●（社）日本ビルディング協会連合会の概要

■連合会の構成

19協会 1, 348社 2, 162棟 2, 856万㎡（2010.4.1時点）
会長：高木 丈太郎（三菱地所株式会社 相談役）

■傘下の地方協会

北海道、仙台、新潟、埼玉、千葉、東京、神奈川、名古屋、岐阜、富山、
金沢、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、中国、四国、九州

■設立等の経緯

昭和5年2月 東京の大手ビル事業者13社により、「ビル懇話会」が発足
昭和16年4月 各地区協会を結びつけ、全国的に活動するため、
(社)日本ビルディング協会が発足

昭和40年10月 (社)日本ビルディング協会連合会に改称、現在に至る

■主な事業活動

- ・調査研究（ビル実態調査、ビル運営管理調査等）
- ・政策の提言、要望（建築・都市行政、環境衛生、土地政策、税制等）
- ・普及啓発（「オフィスビル標準賃貸借契約書」、「ビル事業判例の研究」、
「ビルエネルギー運用管理ガイドライン」、「新型インフルエンザに対応
した事業継続計画（BCP）作成ガイドライン」の作成・頒布等）
- ・国際交流（米国、韓国等のビル協会との情報交流等）

【当リリースに関する問い合わせ先】

社団法人 日本ビルディング協会連合会 事務局 岡沢／新井／金子
☎03-3212-7845